

重層的支援体制の構築について (実施計画)

桜井市

令和7年3月

1 重層的支援体制について

平成 29 年(2017 年)の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※1）に努める旨、規定されました。

国は、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成 28 年度から実施し、平成 29 年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年 12 月に今後の方向性を示しました。その内容は、本人・世帯が有する複合的な課題（※2）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の 3 つの支援（※3）を一体的に行う「重層的支援体制」を市町村で構築し推進するものです。

（※1）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ③ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

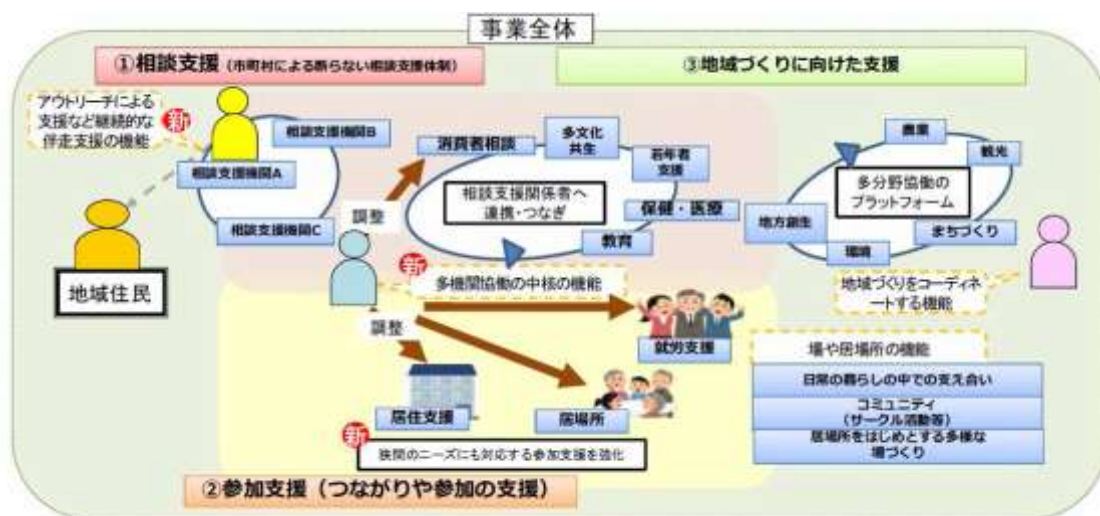
（※2）本人・世帯が有する複合的な課題

一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど）

（※3）3 つの支援

- ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援

重層的支援体制のイメージ(厚生労働省HPより)



2 重層的支援体制の取組みについて

第2期桜井市地域福祉計画では、「地域生活課題について、包括的に対応する支援体制を構築し、取り組めます」としています。

【課題認識】

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。

これまで実施してきた相談支援は、相談を受けた部署が自ら課題を解決する方策を検討し、解決に向けて支援を実施するという手法でした。直ぐに解決した事例がある一方、近年の複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた部署の担当分野の範囲を超えてしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

地域生活課題を解決するためには、分野を越えた庁内連携による相談支援体制と相談者に寄り添い、伴走する重層的支援体制の構築が急務の課題となっています。

【対応方針】

「相談支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援において、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を目指します。

「参加支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等に関する既存制度については、それぞれの制度が緊密な連携を取って取組を実施します。あわせて、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を目指します。

「地域づくりに向けた支援」…介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を連携して実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を目指します。

3 桜井市の重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

【事業の項目】

社会福祉法 第106条の4 第2項		事業名	対象事業
第1号	イ	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
他			【地域福祉】地域福祉相談
第2号		参加支援事業	新規事業
第3号	イ	地域づくり事業	【高齢】地域介護予防活動支援事業
			【高齢】生活支援体制整備事業
	ロ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ハ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	ニ		【困窮】生活困窮支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	新規事業
第5号		他機関協働事業	新規事業
第6号		支援プラン作成	新規事業

①包括的相談支援事業に関する体制

【第1号イ／地域包括支援センターの運営】【基本型事業】

支援対象者	高齢者等及びその家族	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	社会福祉法人大和桜井園	桜井市地域包括支援センターのぞみ
	社会福祉法人清光会	桜井市地域包括支援センターきずな
	医療法人社団岡田会	桜井市地域包括支援センターひかり
	社会福祉法人恩賜財団済生会	桜井市地域包括支援センターきぼう
所管課	福祉保健部高齢福祉課	

【第1号ロ／障害者相談支援事業】【基本型事業】

支援対象者	障害者及びその家族	
事業内容	総合相談支援、障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	桜井市社会福祉協議会	相談支援事業所「こころ」
所管課	福祉保健部社会福祉課	

【第1号ハ／利用者支援事業】【基本型事業】

支援対象者	子ども及びその保護者等	
事業内容	総合相談支援	
実施方式／ 支援機関名	直営	支援機関名
	直営	桜井市保健福祉センター陽だまり
	直営	ドレミの広場
所管課	こども家庭部こども支援課	

【第1号ハ／利用者支援事業】【こどもセンター型事業】

支援対象者	子ども及びその保護者等	
事業内容	総合相談支援	
実施方式／ 支援機関名	直営	支援機関名
	直営	桜井市こども家庭センター
所管課	こども家庭部こども支援課	

【第1号ニ／生活困窮者自立支援事業】【基本型事業】

支援対象者	生活困窮者	
事業内容	総合相談支援、自立の促進	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	桜井市社会福祉協議会	くらしとしごと相談センター
所管課	福祉保健部社会福祉課	

②参加支援事業に関する体制

支援対象者	参加支援事業利用希望者	
事業内容	参加支援事業	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	株式会社やまと	重層的支援会議又は支援会議の決定を受け、他の支援機関と協働により事業実施
所管課	福祉保健部社会福祉課	

③地域づくり事業に関する体制

【第３号イ／地域介護予防活動支援事業】

支援対象者	高齢者等及びその家族	
事業内容	介護予防事業の実施	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	社会福祉法人大和桜井園	桜井市地域包括支援センターのぞみ
	社会福祉法人清光会	桜井市地域包括支援センターきずな
	医療法人社団岡田会	桜井市地域包括支援センターひかり
	社会福祉法人恩賜財団済生会	桜井市地域包括支援センターきぼう
所管課	福祉保健部高齢福祉課	

【第３号イ／生活支援体制整備事業】

支援対象者	高齢者等及びその家族	
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、住民主体の活動をはじめとした多様な資源の充実に向けた地域づくりの支援	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名）	支援機関名
	直営	桜井市高齢福祉課
	桜井市社会福祉協議会	地域支援係
所管課	福祉保健部高齢福祉課	

【第 3 号ロ／地域活動支援センター事業】

支援対象者	障害者及びその家族	
事業内容	日常生活における日中活動の場の提供	
実施方式／	委託（委託先名）	支援機関名
支援機関名	桜井市社会福祉協議会	地域活動支援センター「こころ」
所管課	福祉保健部社会福祉課	

【第 3 号ハ／地域子育て支援拠点事業】

支援対象者	子ども及びその保護者等	
事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等	
実施方式／	直営・補助（補助先名）	支援機関名
支援機関名	直営	つどいの広場
	直営	ドレミの広場
	社会福祉法人飛鳥学院	やまぼうし
所管課	こども家庭部こども支援課	

【第 3 号ニ／生活困窮支援等のための地域づくり事業】

支援対象者	高齢者等	
事業内容	地域見守り活動	
実施方式／	協定（協定先名）	
支援機関名	市内約 30 事業所	
所管課	福祉保健部高齢福祉課	

支援対象者	高齢者等	
事業内容	救急医療情報キット配付事業	
実施方式／	実施要綱（協力依頼先）	
支援機関名	民生・児童委員	
所管課	福祉保健部社会福祉課	

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【第4号／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

支援対象者	生活課題を抱える人全般
事業内容	桜井駅南口、桜井北ふれあいセンター分館、桜井西ふれあいセンター分館、桜井東ふれあいセンター分館において、アウトリーチ等による総合相談業務を実施（地域福祉相談）
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） 株式会社やまと
所管課	福祉保健部社会福祉課

⑤多機関協働事業

【第4号・第5号・第6号／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業・支援プラン作成】

支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等
事業内容	他機関協働による支援プラン作成、アウトリーチ等を通じた伴走支援、見守り等
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） 株式会社やまと
所管課	福祉保健部社会福祉課

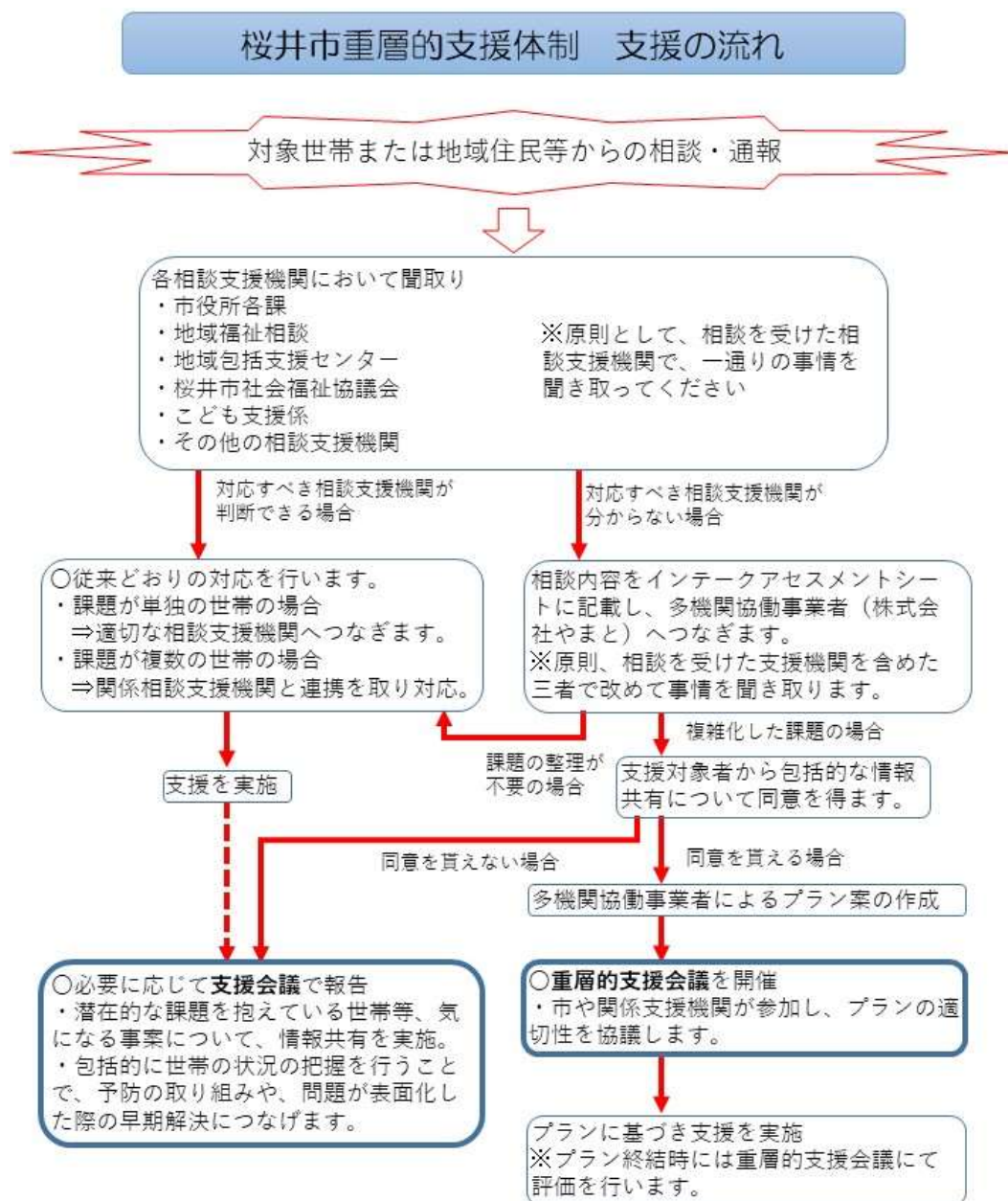
⑥「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置

支援会議：複合的課題や制度の狭間にある課題を抱えている可能性がある事案や、本人がそれに気づいていない（セルフネグレクト）場合など、支援が必要と考えられるが本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討などを行います。また、各相談支援業務や、参加支援を行うための地域資源の情報共有など、重層的支援体制の円滑な実施のために必要な協議を行います。

重層的支援会議：支援を行うことについて本人の同意があるケースにおいて、各支援機関の役割分担や支援の方向性について情報共有し、多機関協働事業により作成された支援プランについて協議や評価を行います。

4 本市における支援会議・重層的支援会議による支援の流れ

<フロー図>



- ◆支援会議・・・本人同意が無くても開くことのできる情報共有会議（守秘義務有）
- ・支援関係機関がそれぞれ支援につながっていない潜在的な相談者の早期発見が可能
 - ・各支援機関の対応方針や役割分担についての共通認識を持つことができる

- ◆重層的支援会議・・・個別のケースプランについて適切なものになっているか、多分野の相談支援機関で協議し、プラン終結時の評価も行う。

5 まとめ（桜井市重層的支援体制概要図）

